

最良執行方針

株式会社 coinbook（以下、「当社」といいます。）は、お客様からいただいた暗号資産の交換等の係る注文を、お客様が選択された取引方法にしたがって執行されますので、当社が受注後に執行方法を変更することはありません。この最良執行方針は、暗号資産交換業者に関する内閣府令第 23 条第 2 項の規定に従いお客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

1. 取引方法について

① 暗号資産取引所

暗号資産取引所は、お客様の売買の指値注文から注文板を形成し、「価格優先」「時間優先」等の優先順位に従って売買注文のマッチングを行う競争売買取引です。なお、流動性の供給及び当社保有の暗号資産の売却の目的で当社が自己勘定取引を行う場合があります。

② 暗号資産販売所

暗号資産販売所は、お客様の売買注文について当社が相手方となって取引を行う店頭取引であり、暗号資産の購入及び売却が可能です。当社は、お客様の注文時に、売買別にそれぞれ異なる取引価格を提示いたします。提示する取引価格は、当社カバー取引先から配信される価格、取引所の取引価格を基にした当社独自の価格です。

③ OTC 取引

OTC 取引は、お客様の大口売買注文について当社が相手方となって取引を行う店頭取引であり、暗号資産の購入及び売却が可能です。当社は、お客様の注文時に、売買別にそれぞれ異なる取引価格を提示いたします。提示する取引価格は、当社カバー取引先から配信される価格、取引所の取引価格及び OTC 利用者からの反対注文の価格を基にした当社独自の価格です。

2. その他

システム障害等により、やむを得ず、上記方法に基づいた方法と異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点での最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、取引価格のみならず、コスト、スピード、執行の確実性等のさまざまな要素を総合的に勘案して執行することになります。

以上

2022 年 4 月 27 日制定

2022 年 10 月 19 日改定

2023年3月13日改定
2024年1月1日改定
2024年8月15日改定